

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例措置）

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第2条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第3条、第5条第1項ならびに同条第2項および第6条の規定によりその例によることとされる条例第4条第2項および第5項ならびに初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

別表第1中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤務職員および」に、

再任用職員		195,032	206,214	224,851	245,805	を
任期付職員		148,994				

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	に
		円 195,032	円 206,214	円 224,851	円 245,805	
任期付職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	
		円 148,994				

改め、同表の備考中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の適用を受ける暫定再任用職員（秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）の給料月額については、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の適用を受ける職員の例によるものとする。